

○宗像市広告掲載取扱要綱

平成18年8月1日

告示第133号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、及び地域産業の活性化等を図るため市の広報その他の資産に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の掲載は、次の各号に掲げるもののうち広告を掲載することが適当であると市長が認めるもの（以下「広告媒体」という。）とする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として市長が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 市長は、広告媒体に掲載しようとする広告が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用するもの
- (4) 青少年の健全な育成を推進する観点から不適当なもの
- (5) 消費者の被害を防止する観点から不適当なもの
- (6) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- (8) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (9) 市が推進している施策に反するもの
- (10) 前各号に定めるもののほか広告として掲載することが不適当なもの

(平23告示207・平25告示259・一部改正)

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が公募によらない事由

があると認めたときは、この限りでない。

(取扱基準)

第5条 広告媒体を所管する課等（以下「所管課」という。）は、広告の掲載を行う場合にあっては、広告媒体ごとに広告料金その他広告の掲載に必要な事項に関し、別に基準を定めるものとする。

2 所管課は、前項の基準に定めるところにより広告の掲載に係る事務を処理するものとする。

3 所管課は、第1項の基準を定めるときは、あらかじめ次条第1項の委員会の審査を受けるものとする。

(審査機関)

第6条 広告の掲載の可否その他必要な事項を審査するため、宗像市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 前条第1項の基準に関する事項

(2) 第3条に定める広告の範囲に係る疑義に関する事項

(3) 広告の掲載に関し委員長が特に必要と認める事項

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 経営企画部長

(2) 総務課長

(3) 人事課長

(4) 秘書政策課長

(5) 経営企画課長

(6) アセットマネジメント推進課長

4 委員会に委員長1人を置き、経営企画部長をもって充てる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(平24告示324・令5告示60・一部改正)

(報告書の提出)

第7条 所管課の長は、毎年度終了後30日以内に、広告料収入その他広告の掲載実績に関する事項を記載した収入額等報告書を作成し、アセットマネジメント推進課長に提出するものとする。

(令5告示60・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部アセットマネジメント推進課において処理する。

(令5告示60・一部改正)

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日告示第207号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日告示第324号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月10日告示第259号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第60号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。